

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>付 則 （新型コロナウイルス感染症に係る保健衛生業務手当の特例）</p> <p>5 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>	<p>付 則 〔同左〕</p> <p>5 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健衛生業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。